## 年金記録確認宮城地方第三者委員会(第1回)議事要旨

- 1 日 時 平成19年7月12日(木)15時00分~17時30分
- 2 場 所 ホテルJALシティ仙台2階ローズⅡ

## 3 出席者

(委員会)坂本委員長、竹村委員長代理、阿部委員、大堀委員、根本委員 (東北管区行政評価局)堀局長、大塚総務管理官、佐藤事務室長、青木事務室次長 ほか (宮城社会保険事務局)辺見局長、岩井年金課長

## 4 主な議題

- (1) 委員長互選
- (2) 東北管区行政評価局長あいさつ
- (3) 委員長あいさつ
- (4) 委員の自己紹介
- (5) 委員長代理の指名
- (6) 委員会の運営について
- (7) 委員会の所掌事務、権限等について
- (8) 年金記録確認の手続、再調査依頼案件等について
- (9) 年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針
- (10) その他 (フリートーキング等)

## 5 会議経過

- (1) 坂本委員が委員長に互選された。
- (2) 東北管区行政評価局長から、以下の趣旨のあいさつを行った。

委員長に就任いただきました坂本先生始め諸先生方には、御多忙の中、委員をお引き受けいただきまして、心から感謝を申し上げます。

さて、去る6月 11 日、総理から、「年金記録の確認について、御本人の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務とする第三者委員会を総務省に設置していただきたい。この第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の信頼を回復するよう努めていくことが必要である。」との指示を受けました。

この指示を受けまして、総務省では、本省に中央第三者委員会を、全国 50 か所に地 方第三者委員会を設置することにいたしました。宮城県においては、この宮城地方第 三者委員会を設置することとなった訳でございます。 地方第三者委員会は、年金記録に係る申立てに関する調査を行い、この調査結果と中央第三者委員会から示されました基本方針に基づき、あっせん案を作成することを任務としております。

年金制度に対する信頼回復というのは国家の基本に関わる問題でございますし、また、申立てをされる方にとっては、御自分の年金額に関わる重大な問題であります。 そういう意味で、この委員会が担う任務は非常に重い訳でございます。

この重い任務に対し御協力いただきましたことに改めて感謝いたしますとともに、 今後、活発な御審議をいただきますことをお願い申し上げます。

(3) 委員長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

年金記録確認宮城地方第三者委員会の委員長に就任いたしまして、委員長の重責に 身の引き締まる思いがいたしております。

年金記録確認の問題は国民にも身近な問題で、国民の関心も極めて高く、このたびの社会保険庁の問題を通じて、年金への不信が行政への信頼低下につながっているように思います。

国民の目線から公平・公正な判断を示すことで、一刻も早く国民の信頼を回復していくことが当委員会の使命であると考えています。

委員の皆様の御協力を得て、この職務を全うしてまいりたいと思いますので、どう ぞよろしくお願いいたします。

- (4) 委員会の運営について、以下のように決定した。
  - 委員長の指名により、竹村委員が委員長代理に指名された。
  - 委員会の運営規則が事務室から説明され、了承された。

この中で、本委員会は個人情報を多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。一方、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会終了後、記者の求めのある場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。

- ・ 委員会での配付資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判 断により公開することとした。
- (5) 宮城社会保険事務局から、年金記録確認の手続、年金記録相談の特別強化体制の実施状況等について説明があった。

説明後、今般の問題の発生原因はどこにあると考えているか、との質問があり、平成9年1月に導入された基礎年金番号に統合管理されていない記録があること等に加え、i)市町村に保険料を納付したが、保険料納付に係る期間が誤って未加入期間等とされていたこと、ii)国民年金手帳の印紙検認台紙が切り離されておらず、市町村から社会保険事務所に送付されていなかったこと、iii)市町村又は社会保険事務所が

発行した納付書の記号番号が、当該被保険者の国民年金手帳の記号番号と異なったこと等によることが考えられるとの回答があった。

- (6) 事務室から、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定) について説明を行った。
- (7) 次回委員会の開催については、7月17日(火)から開始される申立ての受け付け、申立内容の調査・検討の状況等を踏まえ、今後検討し、公表することとした。

文責:宮城地方第三者委員会事務室 後日修正の可能性あり